兵庫県公立大学法人兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科と 兵庫県立尼崎小田高等学校との教育研究交流に関する協定書

兵庫県公立大学法人兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科(以下「甲」という。)と 兵庫県立尼崎小田高等学校(以下「乙」という。)は、教育及び学術研究上の協力関係を 推進することを目的として、本協定を締結するものとする。

- 第1条 甲と乙は、教育及び学術研究を推進する上で必要とする分野において、次に掲げ る交流を行うものとする。
 - (1) 講義及び共同研究等の実施とこれに伴う学生・生徒、教員の交流
 - (2) 関心を有する分野における情報及び資料の交換
 - (3) 第1号以外の学生・生徒、教員の交流
- 2 本協定に基づく交流を実施する際に必要となる事項については、その都度、甲乙で意 見交換を行い調整するものとする。
- 第2条 本協定の有効期間は、本協定締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、 甲と乙のいずれからも書面による終了の申し出がないときは、同一の内容をもって、更に 1年間継続するものとし、その後も同様とする。
- 第3条 本協定に定めのない事項で本協定を実施するために必要な事項は、別に定めるも のとする。
- 第4条 本協定に疑義等が生じた場合若しくは改正等をする必要が生じた場合は、甲と乙 は協議の上、処理するものとする。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有するものと する。

令和6年6月25日

甲 神戸市中央区脇浜海岸通1丁目5番2号 乙 尼崎市長洲中通2丁目17番46号 兵庫県公立大学法人兵庫県立大学 大学院減災復興政策研究科長

永野 康行 (自署)

兵庫県立尼崎小田高等学校長

山根 尚 (自署)